

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市教育委員会規則第8号

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（以下「情報通信条例」という。）」を「（令和4年条例第23号）」に改める。

第11条第1項中「前条の使用予定者」を「使用申請者」に、「期間」を「日まで」に改め、「第1号」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

第11条第1項に次の各号を加える。

- (1) 公共施設予約システムを使用したとき。
- (2) 教育長が特に必要と認めたとき。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることに支障がないと認めたときは、八街市スポーツプラザ施設使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号（第11条第1項）

八街市スポーツプラザ施設使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用者名・団体名			
使用目的			

日付	使用時間	使用施設	使用人数

使用料	基本使用料		
	円		
	備品使用料	減免額	消費税
	円	円	円
		合計	円

様式第 3 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。